

第七十一回国会 商工委員会 議 録 第 九 号

昭和四十八年三月二十三日(金曜日)

午前十一時十分開議

出席委員

委員長 浦野 幸男君

理事 稻村 佐四郎君

理事 田中 六助君

理事 山田 久就君

理事 中村 重光君

理事 利幸君

理事 伊平君

理事 佳昭君

理事 山茂太郎君

理事 島村 一郎君

理事 八田 貞義君

理事 岡田 哲見君

理事 加藤 清二君

理事 佐野 進君

理事 藤田 高敏君

理事 野間 友一君

理事 玉置 一徳君

出席政府委員

通商産業政務次官

通商産業省公書

保安局長

通商産業省鉱山

石炭局長

委員外の出席者

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

原口 幸隆君

森嶋 勝男君

藤沼 六郎君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

森嶋 勝男君

改正する法律案及び金属鉱業等鉱害対策特別措置

法案の両案を議題といたします。

この際、参考人出席要求に関する件についてお

はかりいたします。

先刻の理事会で御協議願いましたとおり、両案

審査中、金属鉱物探鉱促進事業団理事長または理

事を参考人として出席を求めることとし、並びに

本日、両案審査のため、東京大学工学部教授吾妻

潔君、日本鉱業協会副会長森五郎君、全日本金属

鉱山労働組合連合会中央執行委員長原口幸隆君及

び全日本資源産業労働組合連合会中央執行委員長

森嶋勝男君を参考人として出席を求め、その意見

を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○浦野委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○浦野委員長 この際、参考人各位に一言ごあい

さつ申し上げます。

参考人各位には、御多用のところ本委員会に

御出席いただき、まことにありがとうございます。

本委員会におきましては、金属鉱物探鉱促進事

業団法の一部を改正する法律案及び金属鉱業等鉱

害対策特別措置法案について審査を行なっており

ますが、本日は、それぞれのお立場から忌憚のな

い御意見を述べいただき、今後の審査の参考に

いたしたいと存じております。

なお、議事の順序でございますが、初めに御意

見をそれぞれ十分程度に取りまわしてお述べいた

だき、次に委員の質疑に対してお答えいただきます

いと存じます。

まず、吾妻参考人にお願いいたします。

○吾妻参考人 ただいま御紹介にあずかりました

東京大学の吾妻でございます。

最初私の経歴をちょっと簡単に御紹介申し上げ

たいのですが、よろしくごさいいますか。――現

職は、先ほど御紹介ございましたように東京大学

工学部冶金学科の教授でございます。昭和十二

年に東大の工学部冶金学科を卒業いたしました。

以来非鉄金属の製錬、つまり鉱石から非鉄金属を

取り出す、そういう仕事を専門といたしまして今

日に至っております。

公的にこういった公害問題にタッチしました経

歴を申し上げますと、御承知の群馬県の安中製錬

所の鉱害問題でございますが、東京鉱山監督部か

らの依頼によりまして安中製錬所の鉱害対策委員

会の委員長を命ぜられて審議したものでござい

ますが、御承知のように、不幸にも監督部長がお

なくなりになりました。この委員会もほとんど解

散したわけでございます。続きまして、例のイタ

イタイ病でございますが、米の中のカドミウム

の含有量の許容量につきましては総理大臣から諮問

があったのでございしますが、農林省からの依頼に

よりまして委員になりました。それを審議したこ

とがございします。続きまして、環境庁が成立され

ましてからは中央公害対策審議会の委員といたし

まして、昨年は、銅による土壌汚染、つまり米作

の収量が減少いたしますので、土壌中の銅汚染の

許容量につきまして審議させていただきました。

そういったことが大体の経歴でございます。

このたび御提案になりました二法案を実は一昨

日拝見したのでございしますが、これらの二法案

は、全国に多数散在しております休廃止鉱山か

ら発生するであろう公害を根本的に断ち切る、そ

ういうための具体的な計画、立案並びにそれを実

行に移すことを可能にするまことに時宜を得た法

案であると考えられますので、これが一日も早く

第一類第九号

商工委員会議録第九号

昭和四十八年三月二十三日

第一類第九号

第一類第九号

第一類第九号

第一類第九号

第一類第九号

公布されまして実施に移されることを切望する次第でございますが、この際、少し時間をおかりしまして、鉱山の経営、つまり鉱業というものの特殊性、これについて述べさせていただきますかと思っております。

御承知のように、鉱業という仕事は、地殻の中に含まれております金属鉱石をさがしまして、その濃縮してるところを掘り出してまして、それから金属を生産する、そういう仕事でございます。ところが、この鉱石を掘り出すという鉱業、つまり人間が掘り出す鉱石の中に含まれております金属が有害物質でございます、これが流れ出ましていろいろ鉱害を与えるということで、こういった鉱山を開発することによって鉱害が増加することは事実でございます。かりにこれを人為的鉱害と名づけますならば、そういった鉱山を開発しなくともそういったところに鉱石がある限りは、それから自然と有害物質も流れ出るわけでございます、これを自然汚染というように名づけますと、鉱山のありそうところ、もちろん現在鉱山のないところもございますが、そういったところからは、こういった自然汚染といったものも発生するわけでございます。

この二法案は、いま述べました前者のいわゆる人為汚染に対し、根本的に対策を講じまして、鉱害を発生しないように処理するということにつきましては非常に適切な法案ではないか、そういうふうに考えるわけでございます。

鉱山の坑口とか、堆積場に適当な特定施設を設けてまして鉱害を防止する、このことは、御承知のように、われわれそれに関係しております者が考えますと、非常にむずかしい、困難な仕事であり、かつばく大な経費を要する仕事でございます。しかし、この鉱害というものは一日もはらっておくことができないのでございまして、一日も早くこれを防遏することが必要でございまして、そのためには、鉱山がそういった特定施設ができるように低利な金融、場合によっては政府が国庫負担でその一部を負担する、そういった、いわゆ

る時間の問題でございますので、できるだけ早くその特定施設を設置いたしまして鉱害を防ぐ、そういうことが必要ではないか、そういうふうに考えておる次第でございます。

しかし、いま申し上げました人為的汚染のほかに自然汚染もございます。この自然汚染に関しては、現在のところ、たいして手を打っておりません。現在でございますし、皆さんの関心も薄いようでございますが、人為汚染と並びまして自然汚染をも防遏する、そういった法案もできるだけ早いうちに御提出いただきまして、そういった措置を講ずる、そういうことをわれわれは非常に希望する次第でございます。

はなはだ簡単でございますが、以上をもちまして私の所感といたしたいと思います。

○浦野委員長 次に、森参考人をお願いいたします。

○森参考人 私は、日本鉱業協会の副会長をいたしております森五郎であります。

初めに、本委員会が、金属鉱業につきまして、日ごろより深い御理解と御指導、御助力を賜わっておりますことにつきまして、心より感謝申し上げます。

特に、本日は、金属鉱業の鉱害問題に関連いたしますこの二つの法律案につきまして、業界を代表いたしまして意見を申し上げる機会を与えていただきまして、これを厚く御礼申し上げます。

両法案につきまして意見を申し上げます前に、この問題の御理解の一助といたしまして、弊業界の現況について一言申し上げさせていただきます。

われわれ業界は、わが国産業の基礎原料であります非鉄金属の安定供給を使命といたしまして、その確保に積極的に取り組み、国内鉱山はもとより、海外における資源の確保に努力いたしてまいりました。しかるところ、ここ数年のわが国経済の沈滞にあり、市況は低迷し、さらには一昨年のドル・ショックの影響や鉱害問題に関連する支出増も加わりまして、非常に苦しい状況にあった

わけでありましたが、そこにさらに今回の通貨変動相場制移行に伴う打撃をこうむりまして、経営状況は非常に悪化いたしてまいっております。著名鉱山が相次いで閉山せざるを得なくなっている状況であります。

さて、本題に戻ることとなりますが、鉱山の鉱害に関する規制措置についてであります。これは他の業界に先がけて種々整備されておりますので、すでに明治二十年代から独自の鉱業警察体系がつくられて、国の強い監督体制が整備され、特に昭和二十四年鉱山保安法の成立により、それが一段と強化されてまいっております。

一方、企業もこのような強い国の監督規制に順応して、鉱害の防止に努力いたしてまいりました。特に最近の公害規制の強化に対応いたしました。業界といたしましては、ここ数年は年々巨額円をこえる資金を投じて鉱害防止に努力してまいっております。この投資額は、業界の総投資額のうち、昭和四十七年度の見込みでは約二七％に当たりまして、この比率は他産業に比し著しく高いものと思われまします。また、弊業界の採用いたしております鉱害防止技術並びに設備は、欧米先進国に比しましてはるかにすぐれていると認められておりまして、私どもは今後も鉱害防止には万全を期してまいりたい、こう思っております。

しかしながら、鉱山の鉱害には、他産業にない特殊性があるわけでありまして、これにつきまして少しく補足して申し上げたいと存じます。

まず、休廃止鉱山にかかる問題であります。一般の産業の公害の防止は、ほとんどの場合、操業を中止いたしますれば公害の防止もやらずとも済むのに比べまして、鉱山業の場合は、操業を中止いたしましても、そのままでは坑口から酸性の強い水やあるいは有害物質を含んだ水が流れたり、あるいは堆積物がくずれたりすることがあります。鉱害の原因となることもありますので、これに対処する措置を行わなくてはなりません。このため、鉱山保安法では、鉱山が操業を休

止しても、操業中と同様、鉱害防止を義務づけられておりまして、鉱業権を放棄いたしましても、五年間は鉱山保安監督局長が企業に鉱害防止設備をすることを命ずることができることとされております。

しかし、ここで考えたいことは、休廃止鉱山の中には、現在の企業の操業によらないものもありますが、現在の法制では、原因行為を行なっていないけれども、その責任が現在鉱業権を持つている企業に負わされているということでありまします。しかも、鉱山業は、操業を長期にわたって継続していくためには多数の鉱区が必要であり、その中には多くの古い鉱山が含まれておりまして、かかる休廃止鉱山の管理が企業にとりまして非常に大きな負担となっております。

次に、蓄積鉱害の問題であります。これはカドミウム等の特定有害物質が土壤中に蓄積して、これにより土壌汚染やいわゆるカドミウム汚染米の発生するなどの問題であります。

これにつきましては、現在の特定有害物質が鉱山操業に関連の深い物質であることから、その責任が鉱山に追及される場合が多いのであります。これらの物質はほとんどあらゆる土壌中に存在いたしております。かかる物質が経済的に採掘し得るところで移行いたしているのが鉱山でありますので、鉱山周辺の土壌中には、一般土壌中に比べまして特定有害物質の含有が高く、言うなれば、相当の自然汚染があるといえるわけでありま

す。

このような自然汚染に、遠い昔の鉱山操業による汚染も加わりまして、企業の操業につきましても、戦争中の無理な強行生産が原因となっている部分もあり、また、当時では、全然予想もされていなかった物質が現在問題とされているものもありまして、このような原因による汚染が複合して土壌中に蓄積されたものが現在の土壌汚染であると考えております。しかも、このような土壌汚染の解決が、現時点で一挙に現企業に要請されている

というところこの問題の困難さがあると存じます。

これら鉱害問題に対処するために、われわれはかねてから国及び地方公共団体の御支援、御助力を賜わりたいと要請いたしてまいりましたところあります。つきましては、今回の一連の御措置に關しまして私どもの意見を述べさせていただきます。

まず、金属鉱物探鉱促進事業回法の一部を改正する法律案についてありますが、この改正は、私も企業が過去の操業にかかるとる鉱害源に対して鉱害防止工事を行なう場合、本事業団からの融資及び債務の保証を行なうていただくための改正であると承っております。休廃止鉱山の鉱害防止は、国民の健康にかかわる問題であり、早急にその解決が要請されている問題であります。今回の改正は、かかる鉱害源対策を進めるとともに、これに要する企業の負担を軽減していただけるものとして時宜に適したと賛意を表する次第であります。

また、国内資源の開発を行なっていく場合であります。われわれはスクラップ・アンド・ビルドという考え方で新しい優秀な鉱床をさがしまして、古い鉱山をリブレースしてこうとしていくわけでありまして、それによりまして地域社会の発展に寄与していきたい、こう考えておるわけでありまして、地方自治体の中には休廃止鉱山の鉱害問題等々のために消極的な考え方も出ておる現状でありますので、休廃止鉱山の鉱害を始末いたしました地域社会に御迷惑をかけないということになりますれば、新しい資源の開発に御協力いただけるものと存じまして、そういう意味でもまことにけっこうなことと思われまします。

しかしながら、その内容を見ますと、要するに、企業の負担で鉱害防止工事を実施させようというものであります。さきにも述べましたとおり、過去の鉱山操業の態様並びに自然汚染及び蓄積鉱害の問題もありますので、今後におきましては、より強力な国からの御助成を盛り込んだ内容としていただくことを望みます。

客としていただくこと及び特に中小鉱山に對しましては、その負担能力等から見まして、なお一その御配慮を賜わらうようお願い申し上げます。

次に、金属鉱業等鉱害対策特別措置法案に關してであります。この法律案におきましては、過去の操業にかかるとる鉱害源の対策を国の基本方針に基づき計画的に推進すること、将来の鉱害防止工事の資金に備えて、あらかじめ積立金を積み立てることがその趣旨と承りますが、これについては、私どもの希望は、国の基本方針の立案並びに積立金額の算定及び積み立て方法に關しましては、実態と必要性に應じて企業の意見を十分取り入れたものとしていただくことをお願いする次第であります。

以上種々意見を申し述べましたが、鉱害の防止は、目下焦眉の問題であり、業界といたしましては、全力をあげてその打開に當たる所存であります。この御支援をお願い申し上げます。

この際、最後にあたり、繰り返してお願ひ申し上げたいのは、今後におきまして、助成の内容として、前に述べましたとおり、現在の鉱害防止の責任が一がいには現企業のみならず、種々の事由がありますこと、今回の変動相場移行によりまして、弊業界の置かれております困難な立場を御参酌賜わります。国からのさらに強力な御支援をお願いいたします次第であります。

また、現在及び将来の操業にかかわります鉱害防止設備等に要する費用についても、国家資金融資ワクの拡大、融資条件の緩和、及び税制上の優遇措置等につきましても、特段の御配慮をお願いいたしますことを申し上げます。私の意見の供述を終えさせていただきます。

○浦野委員長 次に、原口参考人をお願いいたします。

○原口参考人 原口でございます。

金属鉱業の鉱害の問題でございますが、これは一般的な鉱害の問題だけを抽出して議論されるべき問題ではないというふうに考えます。それは、

国内金属鉱山を今後存続させていくのが、あるいは国内の金属鉱山は不必要であるという態度になるのか、そのいずれかによってこの鉱害の扱い方の根本的な姿勢が違ってくるというふうに考えます。

昭和三十七年には、本商工委員会の議を経て、衆議院本会議において、金属鉱業の維持発展についての決議を賜ったわけですが、その決議の精神が依然として変わらないというものであるとすれば、この金属鉱業に關する鉱害の問題について、その姿勢が基本的に横たわっていないなければならないというふうに考えます。そうであるとするならば、金属鉱山の特に蓄積鉱害については、国のかかわり合いなしに、単に企業内、産業内の鉱害の問題としてだけでは、事実上処理できないという事情があることが特徴的であります。

私も労働組合は、鉱害についてはきびしい態度をもつて臨み、今後その態度を続けていくたい、それは、国内鉱山を維持発展させるために必要であるというふうに感ずるからであります。企業が鉱害に關する社会的責任を免れることができないことは事実であります。しかし、長年にわたって開発されてきた金属鉱業の蓄積鉱害について、二法案の中でも具体的には見られておりませんが、国がその責任の相当部分を背負わなければならないという姿勢、考え方がないことについては遺憾であるというふうに思っています。

以下、二、三の事例を引いて申し上げたいと思ひますけれども、鉱山は、明治以来、単一立法によつて行政機関の強い指導監督を受けてまいりまして、他産業に見えない監督下に置かれてまいりました。特に、第二次大戦中は重要鉱物増産法に基づきまして、国家管理のもとに強制的に乱掘、増産をしいられたわけでありまして、それが今日の蓄積鉱害の大きな原因になっております。その点について、石炭産業には手厚い鉱害の助成策がとられておりますけれども、金属鉱業には何らの助成策もございません。これは地下資源に対する、そして戦争中の政府の態度のもとに置かれた石

炭と金属との不均衡、不公平というものが現実に出ている点についても注目しなければならぬし、早急に是正されなければならない問題ではなからうかというふうに思ひます。

蓄積鉱害の問題については前参考人も申されておりましたので、内容については簡略にいたしたいと思ひますが、数百年にわたる歴史を有し、かつ国家の強い監督下に置かれ、国策と密接な關係にあり、さらに、自然に賦存しておる鉱物をいわば蓄積の場所において採掘し、また、その周辺においては休廃止鉱山と同じように、現に稼行しておる鉱山の周辺においても、いろいろの自然汚染の問題も併発して起こつておるといふような状況もございまして。

さらに、冒頭で申し上げましたように、金属鉱業の鉱害問題の処理は、全体の金属鉱業の政策の問題にかかわりがあるというのを申し上げたわけですが、現在の金属のおもな地金の価格はロンドン相場によつて一方的に決定されておりますので、鉱産物価格に鉱害費用を転嫁することができないという事情もございまして。そういうような事情が現在稼行いたしております企業の経営を大きく圧迫をし、そのことが、ひいてそのもとで働いております労働者の生活を不安におとし、将来に對する安心感が希薄になりつつありますので、現在金属鉱業の将来に見切りをつけて他の産業に移転していかねばならないのではなからうかというふうな空気が見られるところでありまして、このまま放置することはできない事情にございまして。

したがって、今後の問題といたしましては、二法案の仕組みはともかくとして、二法案の背景にあります国が、今後国内鉱山を維持発展させていくという基本方針に立つのであれば、存続させるためには、過去の蓄積鉱害をおもな対象として、国の長年にわたる指導監督あるいは命令によつて掘らされてきた国の責任なり——現在の企業は、過去の、いわば先祖のあと始末をさせられておるわけでありまして、国民が協力して外国に

賠償を払ったこと、国もまたその相当部分の責任を自主的に果たすべきではなからうか。そうしなければ国内の金属鉱業はほとんど衰退の道をたどっていくのではなからうか。したがって、そこに働いておられます五万の鉱山労働者の生活の基盤は全く失われるというふうに考えます。

なお、この二法案が国会にかかっているわけでごさいますけれども、通産省には鉱業審議会がございます。そういう審議会の議論も経ない。さらに、この鉱害の問題を関係者が集まる鉱業審議会の場においても、関係者が寄り合い、切実な、まじめな態度によって、この問題を企業ごとの問題ではなしに、産業全体の問題として解決するような機会と努力が必要であるということをお願い添えまして、終わらしていただきます。

○浦野委員長 次に、森嶋参考人をお願いいたします。

○森嶋参考人 森嶋でございます。

本日、諸先生方お忙しいところ、私たちの意見を聞いてくださるということで、厚くお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。それぞれの立場から意見の発表がなされておりますが、私は労働組合の立場から、職場を守るという点から意見を申し上げたいと思います。したがって、いま御意見を求められております二法案の考え方は一番最後に申し述べさせていただきます。

まず、金属鉱山は、ただいま原口委員長の話の中にもありましたように、国際相場で銅価がきめられておるといふ、この価格の低迷がこの一年間ばかり続いてまいりました。それから一昨年の大幅な円の高値、これによつて昨年度は大きな打撃をこうむっております。こういった悪条件が重なりまして、四十七年度中の、昨年の休閉山は四十数鉱山、こういうふうに輸出をしておる状態にあります。

特に従来と異なつた特異な点と申しますのは、別子あるいは生野、足尾、尾去沢、最近においては日立という著名な大鉱山が休山もしくは縮小の

やむなきに至つておる、こういう現状にあります。これを御認識いただきたいと思ひます。

これはまさに私たちから言いますならば、職場をとられるという危急存亡のときと言つても過言ではありません。このよう重大な局面を迎えたときに、今回の円の高値と移住の問題は文字どおりダブルパンチ的なショックな問題でありまして、働く労働者に将来の希望を失わしめておるという現状でございます。

通貨調整問題につきましては、そのみならず国内鉱山の将来の展望、こういった問題を困難にしておることは事実でありまして、内容を若干申し上げると、ドル建てで買入条件を設定しておる、そういう面から来る実質的な低下、これは鉱山、製錬ともに影響を及ぼしまして壊滅的な打撃を与えておるという現状でございます。そこで、このまま推移をしていくということになりますと、年間に銅が九十七万トン、亜鉛が七十七万トン、鉛が二十三万トンという国内需要に現在こたえておるわけでありまして、こういった安定供給が期せられなくなるのではないかと、こういった懸念も一方ではされておる、産業政策上も極めて重大な問題でなからうか、こういった判断から私たちは現在積極的な陳情活動を実施中でございます。

円の高値の影響について参考例として申し上げますと、銅、鉛、亜鉛、これが初年度において三百七十八億、次年度においては二百二十九億、ニッケルが百二十四億四千万、次年度は八十二億五千万、その他として初年度六億九千万、次年度六億、合計いたしまして初年度五百九億三千万、次年度から三百七十七億五千万、こういった数字が円の高値の影響としてあげられております。したがって、政府と国会にお願いしたい点は、金属鉱山の産業政策上の位置づけ、これをひとつ明らかにしていただきたいというのが私の第一点のお願いでございます。このことによりまして位置づけが明らかになれば、先ほど原口委員長が申されましたような諸施策がなされていただ

けるものと考えまして、金属鉱山の位置づけについて御要請をしたいと思います。

それから次に、探鉱の問題について御要請申し上げたいのですが、資源開発に積極的な助成をお願いしたいというところは、先ほど来から言われておりますように、国内鉱山の育成は、鉱物資源の安定供給という面だけではなくて、地域経済の貢献度は歴史が証明しておるところでありまして、大なる貢献を示しておるものと私たちは考えております。

また、国内鉱山を存続させてもらいたい、また、われわれもその意欲に燃えておるといふ第二の大きな点は、海外鉱物資源を確保しなければ日本における非鉄金属の需要にこたえることができない。そのためには技術、買入交渉力の維持強化、こういったものが絶対必要条件でありまして、現在国会で資源問題が云々されておるときに、国の方針にも沿う唯一の道である、こういったふうにも考えておるわけでありまして、

油の問題として、産油国の一方的な価格の押しつけというか、OPEC問題が出ておりますけれども、銅のC.I.P.E.C問題も大きな問題として今後われわれ日本の金属鉱業には投げかけられてくるのではないかと、こういう感じもいたします。これは今日の課題として要請されておるところでありますから、何としても、この問題を解決するために、安定供給源としての国内鉱山の位置づけというものは絶対に必要だということを強調しておきたいと思ひます。

そういった努力といふものは、そういうものが現実にはあらわれておるかということになりますと、現にマレーシアにおきましますところのマムート鉱山あるいはアフリカに開発されておりますザイル鉱山、特にアフリカは五百数名の労働者を派遣して、まさに民族資本として開発しておる鉱山でありまして、探鉱の問題がこのような国内外を含めての成功例があらますけれども、これも一にかかりまして、先ほど申し上げましたような高い技術を温存しておる、こういう面から、こういった

た海外資源の開発ができるのではないかと、かように考えておるわけでありまして。

以上のような大きな目的のためにも、国内鉱山を積極的に助成していただきたいと思ひますけれども、現在の探鉱の諸制度、これは毎年やつていただいておりますけれども、それでは探鉱がおぼつかない。したがって、次から次と鉱山が閉山をしておるという現状でありますので、抜本的な探鉱費の増額、こういった問題をこの機会にお願いしておきたい、こう考えておるわけでありまして。

日本は狭いとはいひながら、まだまだ資源はさげせばあるのではないかと、こういうふうに私たちがはしろうとならば考えておりますけれども、年々計画されておりますその計画がなかなかわれわれが思うように実行できないということ、積極的な助成策を一段とお願いするところでございます。そして長期的な展望に立つた資源政策なりをしていただまして、われわれの職場を守り、また、日本における安定供給源の確保ということもぜひはかっていただきたい、こういったことをお願いしたいと思ひます。

次に、今回われわれに意見を求められております二法案の問題について言及いたしましたが、政府の積極的な姿勢に対しては高く評価いたしたいと思ひます。そして、原則的な立場に立つてはこれを理解しております。

ただ、この機会にあえて問題点を申し上げさせていただきます。一つは、融資ワケは全額に上りまいた、こういう希望を持っております。

それから積み立て制度ではなく融資制度として、これは特定施設に關する鉱害防止積立金の問題ですが、やつてもらいたい、理由はあとで申し上げます。

それから三番目といたしましては、将来は国の助成についても考慮願ひたい。その理由といたしましては、鉱害防除については、もう世論の声を待つまでもなく、われわれの業に携わる労使の立場としては、第三者に迷惑のかからないような対処策をとらうということで現在までもやつてま

いりましたし、そういう責任があるという認識に立って努力しておるわけでありますが、いかんせん、先ほどから言われております蓄積鉾害の問題等を含めまして、その費用は膨大な数字にのぼっております。

法案の中で解説として通産省のほうから出されております数字を見ましても、鉾害防止のための事業総量が三百五十二億七千万円、こういう数字があげられております。その中で、鉾害防止義務者がいない場合、これは八十八億ですが、鉾害防止義務者が存在している場合二百六十四億六千万円、こういう数字があげられておまして、これからの問題につきましても、休廃止に支出される鉾害対策費というものは膨大なものが予想されておるわけでありまして。

こういった問題は、企業の問題として単に私たちが見のがせないということは、これらの問題が融資にせよ何にせよ、間接的には労働者の労働条件として圧迫されておるといことは事実でありまして、この問題を労働組合の立場から申し上げて善処を願いたい、こういうことでありますけれども、そのためには、先ほど申し上げました三つの点について今後の御配慮をいたしたいと思います。

それから通常の操業時、これに個々の問題についてこれらの費用を営業費として出しているかなければならない問題は当然のことでありまして、それらの問題を含めると相当量の金が必要となってくるのではないかと、こういうふうにご考慮されております。ぜひ御配慮願いたい点でございます。

最後に、労働組合として現状について訴えたいことでありますが、それはわれわれの労働条件についてでございます。坑内労働という地下産業の悪条件下にありまして、全般的には時短、定年制、こういった一般産業が享受できるような条件は現在何一つ存在していません。こういう恵まれない環境にございます。この点はぜひ実態について御調査願いたいと思っております。

それから、これは一つの傾向として申し上げた

いのですけれども、昨年末の期末一時金、全産業平均で十九万六千円、最高額は三十五万九千円、最低額は十三万五千円の中で、金属鉾山に支給されております期末一時金は十四万三千円という低額のものでございます。それから四十七年度の獲得いたしました春闘分を含めましては、平均では七万五千円、これは給料のほうですが、一番高くて電力の八万九千円、金属鉾山は坑内労働をしておるとい面を見ましても七万八千円という数字になっておまして、しかも時間外は平均の十七・四時間に対して二十三・七時間というふうになくなっておまして、稼働日数も二十二・八に対して二十三・四という状況下に置かれておりますことも御参考までに申し上げます、特段の御配慮をいただきたいと思います。

以上をもちまして私の意見といたします。
○浦野委員長 以上で、参考人の意見の開陳は終わりました。

○浦野委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。板川正吾君。

○板川委員 参考人に、思いついたことを二、三お伺いをいたします。

まず吾妻先生に伺いますが、先生のお話の中で、自然汚染に対して現在全然対策を持っていない、これは重要な、こういう御指摘がございました。他の参考人からも同趣旨の御意見が述べられておりますが、この自然汚染の鉾害の状況、これは全般的でなくともけっこうであります。たとえばこういふものがある、あるいはこれこれのものがあるというふうな自然汚染の状況について一言御説明を願いたいと思っております。

それから、この法案で用意されました予算三百五十二億、この程度で、はたしてこの不現在の鉾害発生源、さらに蓄積鉾害の発生源に対して対策が十分講ぜられるかどうか、たとえば、工事はし

た、しかし何か特別な大雨でも降ったときには、その工事をやったところが流れ出すということもあるのじゃないだろうか、この程度の予算では完全にはならないのじゃないかという感じがするわけでありまして、その点についてお答えを願いたいと思っております。

それから次に、森参考人にお伺いいたします。円の実質的な切り上げが行なわれ、特に最近非鉄金属の業界が非常な影響を受けているという点について御説明がありました。鉾害協会、鉾業者として、非鉄金属の将来について、一体どうい御見解を持っておられるのでしょうか。これからの対策として、どうい御プランを持っておられるのか。円の切り上げによって地金あるいは鉾石が安く入る。これはまあロンドン相場でございます。とありますけれども、こういう状態の中で、一体日本の非鉄金属の産業をどうされるののだろうか。ある統計によりますと、昭和五十年には、銅の場合には八二%を海外に依存しなくちゃならないという状況だと予想されておるのであります。そして、そういう点については、どうい御考え方を持っておられるか。この機会に承りたいと思っております。

それから、現在、銅の関税がかかる分岐点が三十八万五千円ということになっておりますが、この三十八万五千円というのを私どもは再検討すべきというところを政府に要求しておるのですが、この点に關する業界としての意見をお伺いいたします。

それから三点目は、この積立金に關しては意見を聞いてほしいという意味のことをおっしゃっております。これは原口参考人も同時に同趣旨を言っておりますが、今度のこの法案ですと、不現在の鉾害防止義務者、この場合には八十八億圓費で出される。しかし、蓄積鉾害に対しては、中小企業には三・五%の利子で八〇%、十五年償還、大企業に対しては五%の金利で七〇%、十五年、これは融資で債務保証がされるということになっております。

蓄積鉾害については、他の参考人からいろいろ御意見がございましたが、確かにこの鉾山の各歴史を資料で見ても、たとえば生野鉾山の場合作には、西暦で八〇七年に露頭が発見されたとか、あるいは一五七八年、天正六年には奉行所が設置され、そして一七一七年には奉行所が代官所となる、あるいは一八六八年には政府直轄となる、こういうように、生野鉾山あるいは別子あるいは日立、足尾と、とにかく何百年間の歴史を持つておって蓄積鉾害がある。もちろん何百年も前には、量的には少ないけれども、それと比べると、蓄積鉾害があると思っております。

この蓄積鉾害を今度の法律では、現在の企業者に融資をもつて排除をさせるということになるわけでありまして、まあ御意見として、たとえば、あとで意見を聞いてほしいと言っておりますから、どうい御意見か、その点を率直に述べてもらいたい。これは原口さんや森嶋さんからも、ひとつその点についての率直な意見を聞かせてほしいと思っております。たとえば、蓄積鉾害の半分があるいは三分の一は国庫補助にすべきという意見が述べられても、私はこの歴史から見ても、得ないのじゃないかと思っております。その点で御意見を承りたいと思っております。

それから、原口参考人に伺いますが、十年間で鉾山が三分の一以下に減ってきた、そしておそれ今後十年間に、それこそ全く三分の一以下になり、いまこの日本の鉾山というのは壊滅的な影響を受けてくるんじゃないだろうか、こう思いますが、労働組合として、労働者の生活を守るために新たな鉾害政策というものを要求するべきではないか。これは森嶋参考人も言いましたが、とにかく今後、何となく、海外開発で需要の増大に対する要求をまかなっていかなくちゃならないと思っております。その場合に、国内の鉾山がなければ技術を進歩させ、維持することもできない。どういもある種の安定供給という意味において、国内鉾山を維持することは当然だ、こう思いますが、こういう点に対して、労働組合側として、率直な

御意見がありましたら承っておきたいと思ひます。

以上、各参考人について質問いたしましたと思ひます。

○吾妻参考人 第一問の自然汚染の問題でございますが、これは自然汚染が単独に発生する場合もございしますが、人為汚染と自然汚染が併合して発生するというのが多い例でございます。たとえば鉱山を開発いたしまして、いろんな操業をいたしておりまして、坑口から流れてまいります坑内水のほかに、やはり地殻の中に地下水の水流がございまして、人の目に触れないところの水流を通じて、河川に流れ出る、そういった複合汚染もございしますが、純粋な自然汚染に關しましては、私は地質学者でございせんので、具体的にどういった個所にどういったものがあるかということとは申し上げることはできませんが、しかし日本は、御承知のように火山国でございまして、その上にいろんな種類の鉱物を胚胎しておりますので、自然汚染が発生するということは事実でございします。

〔委員長退席、田中（六）委員長代理着席〕

著名な例といたしましては、例の問題になっております渡良瀬川でございしますが、あの川に流れ込んでおります一つの小さな川でございしますが、その上流に硫黄の鉱物が存在しておりますので、それが風化したしまして酸度が高まる、PHが下がる、そういう問題がございまして、これに對しましては、渡良瀬川は目下最大話題の一つでございしますので、さうそく手をお打ちになったようでございます。その支流が本流に注ぐ地点におきまして、中和装置をおつけになりました、さうして酸性を低めて本流に流す、そういった施設をおつくりになったというのを聞いておりますが、単にそれだけではなくて、いろいろ調査いたしますれば、そういった自然汚染による鉱害、こういったものが多々存在するように考えられますので、そういったことに對しまして具体策を講じていただければ幸いと存じます。

それから第二問の、予算に對して、いまの法律に基づいた工事ができるかどうかという御質問だったと考へますが、この法律に基づきましてどういった工事をするかということとは、この法律案に盛り込まれておりますように、まず基本方針というものがございまして、その基本方針に基づいて具体的な特別な設備というものをつくるわけでございします。その基本方針のきめ方いかんによりまして、予算というものは変わってくるのじゃないか、そういうふうに考えられますが、私は試算したことがございせんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、できるだけしっかりした基本方針をお立てになりまして、予算のほうもそれに見合うように十分におつけになりまして、手抜かりのないように設備をおつくりになる、そういうことを希望する次第でございします。

○森参考人 お答えいたします。

円の切り上げによつて、金属鉱業が将来どうなるかという御質問でございしますが、先ほど森嶋参考人から数字をあげて、今回の変動相場移行に伴う業界の受ける影響金額等について御説明がございましたので、ここで繰り返して申し上げるあれはございせんが、要するに相当な打撃がある。しかし、御承知のように、私も申し上げましたように、われわれ業界というのは、国民経済が必要とする基礎原材料を供給するのが使命でございします。御承知のように、日本経済の伸長に伴つて、その需要もふえてまいりましてあります。したがしまして、われわれとしては、国内鉱山の開発はもちろんで、海外に遠く資源を求めて開発を行なつておるわけでありまして。

そこで、国内鉱山の問題があると思ひます。先ほど先生は、銅については八二%を海外に依存しておる、こういうお話がございました。大体数字はその程度かと思ひます。しかし、鉛、亜鉛等は若干比率は高く、自給率は三〇%程度といわれております。いずれにいたしましても、比率は低いのでございしますけれども、何といつても最も安定した資源であるということには変わりはないわけ

でございます。今後ともわれわれは歯を食いしばつてもこの国内鉱山の維持につとめたい。したがしまして、私が先ほど申し上げましたように、古いコストの高い山を新しい優秀な鉱床を見つけてそれでリプレイスをしていく、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドという政策をとつておるわけでありまして、この探索ということにつきましては、国も相当援助をいただいておりまして、すけれども、なお一そう国内資源の開発に御助成をいただきたい、こう考えております。

それからまた、先ほど森嶋参考人も申されましたように、国内鉱山というのは、何といつても海外鉱山開発の母体でありますので、これがなくなれば、何をもちつて海外鉱山の開発ができるかということになるわけであります。したがしまして、そういう意味におきまして、国内鉱山は海外開発の母体とわれわれ考へております。何としてもこれを維持しなければならぬ、こう考へております。

ところが、次に海外の問題でございしますが、先ほどの御説明のように、たとえばムソシ鉱山の例がありました。向こうの大統領なんかも開山式に來られました。非常に感謝をされる。言うならば、これは国民経済の必要とする原材料を確保するという意味で、もう一つは、そういう資源保有、発展途上国に對する経済協力を進めるといふ意味で、非常に有効な手段であるわけでありまして。

ところが、御承知のように、非常に大きな投資を伴います。一社だけではなかなかできません。したがしまして、数社寄りまして投資法人というものをつくりまして、これが開発に当たつておるわけでありまして、ザイル鉱山に例をとりますと二百三十億投資をいたしました。ところが、二回の円切り上げによりまして約百億の損失を受けておる。これに對しては、差損を補償するならば差益も取り上げろという議論もあるようでございまして、どうも全く有効な手段がとられておらないように、われわれ感ずるわけです。したがしまして

て、この差損の問題についてもひとつ格段の御配慮をいただきたい、こういうふうに考へておるわけでありまして。

考へてみますと、われわれ、こうやって輸入に大いに努力をしたということは、結局日本の外貨減らしに協力した。ところが、それによつてこういう非常な苦境におちいつておる。ところが、これは私、他の産業の悪口を言うつもりはございせんけれども、自動車産業であるとか、あるいはその他軽電機は、輸出をすることによつて大いに利益を得ておる。これは要するに、ドルがたまるように御努力をされた結果、大いに利潤をあげられた。輸入に一生懸命努力して、何とかして円の切り上げを行なわないうに努力した産業が打撃を受けて、その逆の産業が大いに利潤を得ている。何か割り切れない気持ちがあるわけでございします。そういう意味におきまして、ひとつこの通貨問題等々に關しまして、業界の苦しい状況あるいはわれわれの持つ国民経済における使命等々を御勘案いただきまして御助成をいただきたい、こう考へておるわけでありまして。

次に、関税の問題で御質問がございました。現在確かに銅については三十八万五千円というのが免税点になつておるわけでございします。これは要するに、関税というものはユーザーに持つていただきたい、一言で申しますとこういうことでございます。先生は、関税の免税点を上げたらどうか、こういう御意見のように伺つておりますが、通産省の試算によりまして、国内鉱山の平均コストは四十四万程度というふうな試算もございします。われわれ、もちろん上げていただきたいわけでございますが、これは何と申しましてユーザーのコンセンサスが得られないことには、これはできませんので、この点はわれわれも上げてはいただきたいと思つておりますけれども、ユーザーのコンセンサスを得られる範囲内において考へていかなければならぬのじゃないかと考へております。それから、本法案におきます積立金に對する意

見ということですが、この積立金の算定につきましては、通産省令に基づいて監督局長が算定した額、こういうふうな法律ではなっておるわけでありまして、したがって、この場合に、特定施設が使用が終わった後にどういふことをすれば鉱害が防除できるかということで、それにはいろいろ施設が要するんじゃないか、こういうことから計算をいたしました額ということに相なるわけでございます。設計その他はやはり民間が主体になつて行なうべきものではないかというふうに思われるわけでありまして、したがって、通産省令に基づいて監督局長が計算をされるときに、われわれ業界の意見を十分聞いていただきたい。要するに、将来のこれから発生すべき鉱害を防除するための一つの担保と申しますか、ギランティでございますので、われわれ、もちろん協力するのにはやぶさかではないわけでございますが、そういう方法につきまして十分業界の意見を聞いていただきたい。これが私の申し上げたいことでございます。

次に、蓄積鉱害のことについてでございますが、参考人各位からもある御説明がございましたので、ここで繰り返す必要はないと思ひますが、まさに先生のおっしゃっておられます、現在の企業に全部かぶせるのは酷ではなからうかということ、何とか国でひとつ補助金を支給をしていただきたいというのがわれわれの真意でございます。

○原口参考人 蓄積鉱害の具体的な国の責任の額の問題については、基準として石炭の事例がございまして、石炭の基準を参考にしながらできるのではなからうかというふうに思ひます。

それから、現在国内鉱山は、金属、非鉄金属を含めて百七十鉱山くらいが稼働しておると思ひますけれども、現在の状況がこのまま続くと仮定するならば、遠からずして、これは個人の判断でございますけれども、十を切るというように見え感ぜられまして、たいへんな事態になることが懸念をされております。これを防ぐためにどういふ

方法があるだろうかというところは、各方面で検討されておるわけですが、私もといたしましては、まずさがすること、これは年々皆さまの御理解によりまして政府の援助が拡大されておりますが、やはりさがすことの主体は国がやるということをもう少し明確にしてみたい。

次に、さがして掘った鉱石から出てくる地金の価格が安定しておらなければならぬ。ロンドン相場にそのまゝリンクした上下の幅の激しいままでの状況から考えますと、それを国内的な仕組みによって安定帯をつくるのか、そういうような安定供給の道を講ずる仕組みがどうしても必要である。したがって、かりにロンドン相場が急騰し上がった場合においても、国内においては低廉に供給できるといふことが反面裏づけされておらなければならぬ。このことは業界全体としてそういう姿勢に徹すればできないことではないのではなからうかというふうに私は考えております。

○森嶋参考人 蓄積鉱害の問題につきましては、原口委員長のほうからいま申されましたが、私はこれは一例だと思ひますが、より専門的に検討されて妥協な線を出したもので補助をしていただきたい、こういうふうに考えております。なかなかむずかしい問題で、はつきり言うことはできないのではなからうか、こう思つております。

それから探鉱に対する助成の問題ですが、やはり金属鉱山を維持するためには、どうしても第一義的には探鉱に対する助成を仰ぎたいということですが、いま新探鉱補助金でも五割助成というふうなことになるおそれがありますけれども、この何割助成という問題もさることながら、助成総額のワクの拡大、こういった問題を各項目について御検討いただきたい、こう思つております。

○板川委員 終わりに、これは森さんに伺ひますが、いま原口参考人のほうから価格の安定というものをすべきではないだろうか、こういう意見が出されました。どうも過去の例を申し上げて恐縮ですが、この地金なり銅なりの値段が下がってくと安定帯を設けよう、そのうちに相場が上がつ

てくると業界ではどこかこう退いてしまふ。確かにそれはもうかるときには損する話をする必要はないかもしれないが、長期的に見ますと、この辺で非鉄金属業界が価格の安定をはかる決断をする必要があるのじゃないだろうか。たとえば糖価安定法という法律がありますね。それはお砂糖の値段、これを安定しようということで安定帯を設けて、現にその法律が効力を発生して活動しているわけでありまして。たとえば、そういうような類似な銅価格安定法というふうなものを業界としても考えるべき時期にきているのじゃないだろうか、こういう感じがいたしますが、御意見はいかがでしょう。

○森参考人 お答えいたします。

非鉄金属は国際商品であるわけですが、お砂糖とはそこが若干違ふのじやなからうかという感じがいたしますが、私も砂糖のことはよく知りませんが、いざいざにしても、非鉄金属の価格は、先ほど来お話でございますように、銅の場合にはLME、ロンドン・メタル・エクスチェンジ、ロンドン金物相場できるわけですが、確かにこの価格は世界の銅の需給状況を正しく反映したものではない。たとえば、このような現在のような通貨のスペキュレーションによつても非常に影響されるというものでございまして、これが標準になるのはいかかというの、これは日本のみならずどこの国でも行なわれておることでございますけれども、これは現在の国際商品であるという性格からいってやむを得ないのではなからうか、こう思われる。したがって、糖価安定法の場合には、これは私はよく内容を知らせんけれども、政府が、高いときには放出をする、安いときには買つて需給を調節することによつて価格を安定させよう、こういうお考えかと存するわけでございますが、この銅の場合は、一国だけでそういうことが行なわれても、世界的な機構で価格が変わつてくるといふことでございまして、これは全然意味がないわけでございます。したがって、われわれも業界といたしまして、去年来備蓄を進め

てもらいたいということを大いに申し上げておるわけでありまして、政府の考え方は、基本的には、これは一国だけでやつても意味がない、やはり国際的な安定策というものがなければならぬということ、政府も、これに対してはひとつ前向きに努力をしようということでございまして、民間も、現在そういう機構を通じてそういう努力をしつつあるところでございまして、一国だけの価格の安定ということとはなかなか困難でございますので、今後は国際的な規模においてそれを行なわなければならぬ、こういうふうな考えでおるわけでありまして。

○板川委員 あまりここで論争したくはないのですが、国際的な規模で銅価格の安定をはかるということは実際むずかしいですね。だから、いまのそういう状態をいけば、原口参考人が言つたように、遠からずして百七十の鉱山が十くらいになるだろう、そして日本の非鉄金属鉱業というのは壊滅的な打撃を受けるんじゃないだろうか、こう思ふわけですが、ですから、そういう点で、まあこれは石炭でも同じですが、必要があつたらすぐ掘り出して、必要がなくなつたらそのまま放置していいという産業じゃないわけですね。場合によつては、必要でないときにも掘り続けており、そうして必要なときに備えるという、石炭でも鉱山でも同じでしょう。ですから国際相場にまかしておつたのでは、そういう危険があるんじゃないだろうか、こう思ふわけですが。

また安定帯の組織あるいは運用等も、別に糖価安定法をそのままやろうという気持ちじゃございせんが、何らかの措置を講じて銅価格の安定帯をつくり、そしてある程度の国内鉱山を確保してやる、これが私は必要じゃないだろうかという見解を持っております。

以上をもち、私の質問を終わります。

○田中(六)委員長代理 野間友一君。

○野間委員 同僚の板川議員のほうからも私がお聞きしたいことについて御質問があつたわけですが、

が、二、三、若干補足してお聞きしたいと思うのです。

まず吾妻参考人。今度の特別措置法、これによりますと、鉱害防止事業としてここにあげてあるのは「坑道の坑口の閉鎖事業、捨石又は鉱さいの集積場の覆土、植栽等の事業」云々、こういうふうに鉱害防止事業についての法案の中には規定されておられますけれども、こういうふうな、単に坑口を閉塞するとか、あるいは鉱滓の集積場を覆土するとか、こういう程度のもので、はたして防止ができるものかどうか、こういう点についてお伺いしたいというのが一つです。

それから、あと森参考人に対しては、私たちがよく聞くのは、企業が鉱山部分を分離して、つまり資本を分離している、こういう事態が最近進んでおるといふふうに出ておるのですけれども、この事態はどうかということ、ここ数年間さかのぼって実態の御報告をしていただきたい。また、そのことによって公害防止との関係についてどうなのかということ、このあたりについてお聞きをしたいと思うのです。

それから、さらに原口参考人に対してはお聞きしたいのは、これは終了後のものもそうですし、また現在稼行中のものについても、鉱山労働者に対する鉱害被害がかなりあるやに聞いておりますけれども、このような実態についてひとつお聞かせ願いたい。

森参考人に対しては同じことをお聞きしてみたい。

以上です。

○吾妻参考人。ただいまの鉱害対策の問題でございますが、鉱山から発生します鉱害、その原因を大きく分けて水の問題、これは坑口の有害物質が水に溶け出して流れて出ていくという水の問題、それと製錬所から出ますガス、ダスト、鉱じんでございますが、それから工場から出ます廃水、そういったものがおもな鉱害源でございます。

それで、いま坑口の閉鎖というお話が出ました

が、これは坑内で自然酸化その他によりまして鉱物の中から溶け出ました有害物質が水に溶け出して、それが坑外に流れ出まして川に流れ込んで鉱害をなす、そういうわけでございますので、坑口閉鎖というのは、単に坑口をふたするということだけでなくて、坑口からその水が出てこない、そういった工事を施す必要がございます。

それから、鉱滓の堆積場でございますが、これは掘り出しました鉱石の不要部分を堆積してあるわけでございますので、その中にも有害物質が若干残っておりますので、これが長い年月の間に可溶性になりますので、有害物質が溶け出るといふことがございますので、それらも有害物質を含んだ水が出ないようにしっかりと工事をする、そういうことでございます。

しかし、そのほかに、さっきも申しましたように、自然汚染と申しますか、人の目に触れない経路をたどって、たとえば川なら川をよこすということがございますが、これは先ほど申しましたように、十分調査をしていただきまして適当な処置を講ずるということになります。いま申し上げました重点的な鉱害対策としては、坑口の閉鎖、それから堆積場から廃水が流れ出ないようにする、そういったことに尽きるのはないか、そういうふうに考えております。

○森参考人。お答えいたします。

最近、鉱山の分離ということが行なわれておる、この実態はどうかということでございます。先ほど来わが業界の非常に苦しい立場を御説明申し上げて御理解をいただいたと思うわけでありますが、もともとの分離の問題につきましては、現在行なわれておりますのを見ますと、要するに、山を存続するために分離もやむを得ないという考え方であります。

基本的には、私、先ほど御説明申し上げましたようにスクラップ・アンド・ビルドということを進めまして、古い鉱山を新しい優秀な鉱山でリプレイスしていく、こういう政策を基本的にはとっておるわけですが、この過程におきま

して、こういう分離ということも一つの方法として評価されるのじゃないかというふうに考へるわけですが、この場合、やはり大会社に属しておる場合と小さくなった場合とは、いろいろな経費が違ってくるということもございまして、また分離いたしますと、おそらくこれは大部分は中小鉱山の扱いにならうかと思ひます。

【田中(六)委員長代理退席、委員長着席】
そうなれば国からの採鉱補助金等の助成も受けられるというねらいもあろうかと思ひますので、そういう意味に御理解をいただければよろしいのではないかと思います。

ただし、この鉱害防止がどうなるかということでございますが、これはもう先生御承知のように、政府の監督もございまして、分離によって鉱害防止がおろそかになるということとは全然考えられないことでございます。

○原口参考人。鉱害の問題と労働者との関係でございますが、まず組合員の生命、健康ということが非常に大切なわけでございます。普通の健康診断のほかは個人個人の精密検査を組織内全般にわたっていたしましたけれども、幸い組合員の中からは鉱害による患者は出ておらないのであります。

ただし、いまの御質問はそのことでなしに、鉱害問題からくる鉱山に働いておる労働者の受けとめ方ということだろうと思ひますが、この点につきましましては、片方で鉱山に愛着を持ち、自分の職場に愛情を持っておる鉱山労働者という側面と、それから社会的に非難をされ、彼らの生活感覚から言へばとてもはかり知れない金額が補償費として出されておる、会社は無配になったというところからくる不安感というものが混在しているというのがある心境だろうというふうに思ひます。

そして実際に春の賃上げの交渉がこれから始まるわけでございますが、たとえばイタイイタイ病で支払われた非常な金額というものが、あるいはそのことによって無配になったというふうな

状況が、鉱山に働いておる労働者の、せめて世間並みの賃上げができるかどうかということに対する重圧となつて、実際には労働者の側に転嫁されてくるというような深刻な問題点が現実にはございますので、やはりこの問題を解決するためには、世間並みの賃金が支払われる金属鉱業になつてほしい、金属鉱山であつてほしいということ、そして、そういう姿勢で賃金の交渉には臨んでいきたいと思つておりますが、全国的にいて、鉱山に対する不安感はぬぐえませんし、若い青年労働者はほとんど鉱山に來手がないというのが現状でございます。

○森参考人。現在働いておられます鉱山労働者に鉱害の被害がないかということにつきましては、ただいまの原口参考人と同意見でございます。

鉱山に一番多くございましてたじん肺の問題につきましては、戦後いち早く立法化されて、現行法で救済されておるといふ現状でございます。それから、振動障害なり難聴につきましましては、認定がむずかしいという点がありますけれども、認定されれば法律で補償されていきます。

それから、世の中で問題になっておりますイタイイタイ病患者につきましましては、組織の中には存在いたしております。これは砒素患者も最近問題になっておりますが、鉱害防除設備が急速に改善されておりますので、以前働いた人の間には、新聞紙上で見られるような問題はありますけれども、現在の働く者の中にはそういう患者は存在していないということをお報告いたします。

○野間委員。森さんに重ねていまの資本の分離の問題について御質問いたしたいと思うのですけれども、要するに、先ほどから言われておりますように、いろいろな原因、理由がございまして、将来の鉱山経営について魅力がなくなつたというふうなことから、企業の中から鉱山関係を分離して、そして中小企業化していく、こういうふうな現象があるんじゃないかというふうに私思つたものですから、そなただいたしたしますと、鉱害防止対策、こういうところに手の届くという、そういう面

で手薄になるんじゃないか、そういう危険性が十分あるんじゃないか、こういう質問を申し上げたのですけれども、これに對しても一度重ねてお聞きを申し上げたいと思います。

○森参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、現在の国内鉱山が置かれておる苦しい状況からいって、分離ということも一つの方法だろうということも申し上げたわけでありまして、非鉄金属会社がその社会的使命である国民経済の必要とする原材料を供給するという使命を放棄したものでは絶対ないわけでございます。したがって、分離された場合に鉱害防止がおろそかになりやせぬかという御心配でございますが、これは絶対に心配はないということをお申し上げておきたいと思ひます。

○浦野委員長 松尾信人君。

○松尾委員 最初に、吾妻先生にお尋ねしたいと思ひます。

現実の問題といたしまして、先ほど質疑が出たわけでありましたが、この鉱害責任の問題でございます。現在そこで企業が経営しておるということになりますと、鉱業権者というものが責任を負うわけでありまして、先ほどお話しのとおり、何百年もの歴史がある、ところによれば千年以上もさかのぼって歴史があるわけでありまして、そういうところではいろいろの鉱害が出ております。先生が御苦勞なさいましたあのカドミの含有量の問題がありましたが、これも長崎県の対馬等におきましても、御承知のとおりの実態でございます。

それで、どこまでそのような過去にうんと蓄積された鉱害、現在そこには鉱業権者がおるといふものに関しまして、たとえば一例をあげますといふのカドミでございますけれども、米が汚染される、そしてその米が指定地域から出るようになりまして売れもしない、非常に農民としまして困っておりますし、そこにどのようにやるかという具体的にいま話が煮詰まっていけないわけですから汚染米の買い上げ、補償、それから

汚染された農地をどうしていくか、いろいろ農林省等も予算を組んで考えております。ですから、一がい企業に責任だけを追究していくわけでありませぬけれども、そういういろいろな山々によりまして、過去の歴史も違ひますし、現在の実態も変わつておると思ひますし、現在の事態本的にどのようにしてその問題を理解をして、そしてどのようにして——現地における解決を早くしてやりませんと非常に困つておるわけですから、農民の職業転換の問題もありませんし、そういうことで何をやっていくかという病気の問題から離れて、生産した米が売れない。その買い上げ、補償の問題等からみまして、そして職業転換等もあるわけでありまして、そういうところの企業と責任の限界ですね、そしてそこに政府がどのように関与していくべきかという、これはいろいろケースが違ひますけれども、基本的に先生の考えを承りたい、このように思ひます。

○吾妻参考人 ただいまの御質問非常にむずかしいので、責任の追及という点に關しましてはよく存じ上げないのでございしますが、いま聞くと、ところによりますと、鉱山法では無限責任であるといふようなことでもございまして、そういうことから、企業者はかわりましたも、現在の企業者、採掘権者が全責任を負う、そういうたような体制にあるのでございしますが、法律的な問題は別といたしまして、個人の私情から申しまして、お互いに困つたときには助け合ひ、そういうた意味で、それになれさせたいけれども、寛大な同情のある処置をとる、そういうことが必要ではないか、そういうふうに考えるわけでございます。

それから有害物質の許容限度の問題でございしますが、先ほどカドミウムの例が出ましたが、現在御承知のように、玄米中には一PPM以上のカドミを含んだ米は配給しないといふことにきまつておりまして、一般のしろ米の方は一PPM以上上の米を食べればすぐにでもイタイイタイ病になる、そういうふうな錯覚を起しておられる方が

あるかもしれません、これにつきましてもいろいろな個人差もございまして、政府としてはきめて安全な限度として一PPMといふものをきめられたのでございまして、その一PPMがかりに〇・一をこえてもいけないとか〇・一少なければいけないとか、そういうた非常にシビアな許容許度ではなくて、きわめて安全性の高いあれではないかと思ひますのでございしますが、こういう基本を設けたら、今度は今度は、一番科学的に確かでないところは、やはり人間を使った試験できめなくちゃいけない問題であります、現在ではそういう試験は許されないのでございします。したがって、動物実験その他いわゆる疫学的な方面からきめられたのでございまして、いわゆる疫学的な根拠からきめておらないのでございします。

現在きめられております許容限度が、将来におきましていろいろな疫学的な研究から、これはどこまでいけるのか、また、この限度以上にシビアに取り締まらなくちゃいけないのではないかと、そういうた問題が多々出てくると思ひますが、これはかかつて将来の疫学的な研究、これを怠つてはならないのでございまして、単なるそういうた疫学的な見地からきめられた現在の許容限度、これが絶対的なものであるといふふうには私は考えておりません。そのためには、今後ともそういうた研究を累積いたしまして、正しい許容限度を設定する、こういうふうな今後とも努力していただきたい、そういうふうな考え次第でございします。

○松尾委員 もう一つお聞きしたいのでありますけれども、政府が今度休廃止鉱山の調査といふものを都道府県に委託するといふ方針であります、これはどうしてか。都道府県にそのような調査を委託する、都道府県が中心になつてやっております、事業団等もいろいろの応援があるようでありましても、このような方向以外に、たくさんある休廃止鉱山の調査といふものはかに進める

方法がないかどうかということを疑問に思ひわけでありましても、いかがでしょうか。

○吾妻参考人 これはむずかしい法律問題でございまして、つまり鉱害を発生した場合に、その対策の費用負担の問題でございまして、この問題は鉱害に關する法律でございまして、これは皆さんが先刻御承知のことでもございしますが、ただその割合をどういふようにするか……（松尾委員）主として技術関係を聞いております。地方の、都道府県のそのような調査する能力を聞いてゐる（と呼ぶ）そのことにつきましても、非常にむずかしい問題でございまして、結局、負担能力ということが關係してくると思ひますのでございしますが、都道府県におきましても、全然負担しないといふようなケースも出てくるかもしれません、自分の住んでおるところでございしますので、やはりできるだけ負担するといふことが望ましいのじゃないかと思ひます。

しかし、何せこれは税金を使うことでございします、企業から金を出せといふのは非常にケースが違ひます。その都道府県の住民が納得すれば一番いい問題でございしますが、納得しない場合、どうなるかといふようなことになるかと思ひますが、やはり都道府県もある程度費用を負担して行なうのがいいのじゃないか、まるまる企業あるいは国でそれを行なうよりも、やはり都道府県も一部負担して、より住みよい国土にする、そういうた協同精神もやはり必要じゃないか、個人の意見でございしますが、そういうふうに考えております。

○松尾委員 森さんにお尋ねしたいと思ひます。海外から鉱石、地金を日本としては予定を立てて買い付けるわけでありまして、この前ちょっと国内で不況が続きましたのでなかなか買付け予定量といふものを日本としては十分買えないといふことがあつたように私聞いておるのであります。要するに、海外からの輸入鉱石、地金を日本でこれだけ買いたくないといふような話をきめておいても、国内不況でそれがなかなか思つたとおり買え

ないというふうなことがあったのでありますけれども、これは直接あなたのほうとは関係が薄いかもしれませんが、海外からそういう資源というものを日本に入れるわけでありまして、契約した、またはそのような話をつけたものは、やはり円満に日本に入ってくるわけであらう、いかがですか。今後はそういう問題が起こるかどうかかわりませんけれども、やはり一つの備蓄というふうな問題もありまして、そういうところから森参考人の御意見を聞きたい、こう思うわけでありまして。

○森参考人 お答えいたします。

一昨年のドル・ショック、円の切り上げによって国内需要が落ちまして、すでに買い付けたものが余る、こういう現象があったわけでありまして。その前は、いわゆる政府の経済社会発展計画というもので相当需要が伸びるだろう、資源問題というものは非常に重要な問題であるというところで、政府も相当援助をしていただきました。ところが、それがちょうど功を奏して、そろそろ鉱石が入り始めたというときにドル・ショックを受けて国内の需要が減った、そのために非常に滞貨が生じた、こういうことがございました。

それで、われわれは、先生御指摘のような、備蓄をしてもらいたいということを政府にいろいろお願いをしたわけでございますが、先ほどお話し申しましたように、備蓄というのは一國だけでやっても意味がないのだ、国際商品であるからというところもございまして、なかなか実現は現在もしてないわけでございます。そのかわりに、政府が特別に非鉄金属の鉱石について、輸入ユーザンスを、普通は四カ月でございますが、これを一年延長していただいて、そのために金融がついた。考え方によれば、一年間のものは鉱石という形で備蓄がされた、こういうことになっておりますので、このユーザンスの一年間の延長というのは、今回の円の変動相場制移行についても非常に有効であった、これなかりせば、もっと大きな打撃を

われわれの業界は受けたであらう、こういうふうな考えのわけでございます。

○松尾委員 原口参考人にちょっとお尋ねしますけれども、先ほどお話しは出ませんでした、現在鉱山で働いていらつしやる労働者の方々は、非常に苦しい労働環境で働いていらつしやると思つております。いろいろ安全性の確保の問題でありますけれども、これは原口さんとして、なお、こういう点に心配があるとか、まあこのような現状であるから大体安心だとかいうような、その安全性の確保の問題で何かあれば承っておきたい、このように思います。

○原口参考人 現在鉱山労働者は、山で働いている者が三万を割りまして二万七千人ぐらいたらうと思つていますが、鉱山の中で働いていることによつてけがをしたり死んだりという件数は、幸いなことには漸減いたしております。したがって、これは山の数が減つたり人数が減つたりということにも関係があると思つておられます。坑内の労働災害については減つてきております。しかし、先ほど触れましたように、自分が直接けがをしたりということとは別に、自分のつとめている鉱山そのものが今後どうなるであらうかという心理的な、精神的な不安感のほうは非常に増大いたしておりますので、そういう潜在的な不安感というものが、やはり日常の労働を通じて労働災害にも通じていく温床といえますか、危険性があることだけはわれわれも感じておまして、その面の組合運動の面における注意はいたしております。

○松尾委員 終わります。

○中村(重)委員 吾妻先生にお伺いいたします。先ほど来、森参考人からも、また原口、森嶋両参考人からも、この国内鉱物資源はきわめて安定した供給源である、また、海外の鉱物開発の母体であるという点から、その重要な位置づけということについての御意見があったわけでありまして、ところが、いま政府が進めていこうとする知識集約型ということは、やはり産業の転換あるいはま

た国際分業化というふうなことが要求されているわけでありまして。

鉱物は、先ほど来御意見もございましたように、また私もいろいろのデータを見まして、なるほど銅は二〇％を割つて、だけれども、亜鉛にいたしましても鉛にいたしましても、三四％ないし三六％の供給力を持っています。たようなことから、これを軽視できないということとは言うまでもないわけでありまして。

それに反しまして銅資源は、昔から日本は銅産国といわれるほどでございます、元祿時代の話になります、世界一の産銅国になった、そういう歴史を持つていまして、石炭の問題とよく似た点がございまして、せっかくある資源を見捨てて、それを外国から原料を仰ぐということは、われわれとしては非常に残念なことなのでございます。

○中村(重)委員 吾妻先生にお伺いいたします。先ほど来、森参考人からも、また原口、森嶋両参考人からも、この国内鉱物資源はきわめて安定した供給源である、また、海外の鉱物開発の母体であるという点から、その重要な位置づけということについての御意見があったわけでありまして、ところが、いま政府が進めていこうとする知識集約型ということは、やはり産業の転換あるいはま

た国際分業化というふうなことが要求されているわけでありまして。

鉱物は、先ほど来御意見もございましたように、また私もいろいろのデータを見まして、なるほど銅は二〇％を割つて、だけれども、亜鉛にいたしましても鉛にいたしましても、三四％ないし三六％の供給力を持っています。たようなことから、これを軽視できないということとは言うまでもないわけでありまして。

しかし、先ほど申し上げましたように、国際分業化といったようなことは海外低開発国、いわゆる原産地の開発との関連といったようなことも重要な要素を持つていられる点からいいますと、私に思つて、この国際分業化といったようなことについて、の吾妻先生の御見解はいかがなものであらうか。

それは、先ほど申し上げましたように、国際分業化といったようなことは海外低開発国、いわゆる原産地の開発との関連といったようなことも重要な要素を持つていられる点からいいますと、私に思つて、この国際分業化といったようなことについて、の吾妻先生の御見解はいかがなものであらうか。

業以外の付加的な条件が出てまいりまして、それも非常に困難になってきたような様子でございます。したがって、発展途上国にそういった資源を求めるというこの困難性が最近非常に増加したのじゃないかと思ひます。発展途上国の鉱害問題というように、つきましては、かりにそういった発展途上国から資源が得られるとすれば、すでに日本において相当研究もされ、体験もしておりますので、発展途上国に鉱害をまき散らす、そういったことは、そういうふうに確信して、もういいのじゃないかと思ひますが、発展途上国から資源を入れるということは、かつて考えられたほど簡単な問題ではない、そういうような状況になっておるということを聞いておりますが、これでお答えになりますかどうか。

○中村(重)委員 森参考人並びに原口、森嶋両参考人にお尋ねをいたしますが、この発展途上国に対する鉱物資源の期待というものは悲観的なお答えが実はあったわけでありました。しかし、先ほども私が申し上げましたように、現地製錬であるとか国際分業化といったような声が非常に高いことも、これは事実であるわけでありました。

そこで、現行法の金属鉱物探鉱促進事業団法が金属鉱物事業団法ということに法の名称が変わり、また事業団そのものも金属鉱物探鉱促進事業団から金属鉱業事業団、こういう形に変わる。これは鉱害防止というものが加わった、その点、たいへん重要な点だから、おそろくそれでそういうふうな名称が変わったのであろう。外山局長がお見えてございますが、まだ実は御見解は何っていないわけでありまして、そういうことで名称の変更をやったということは、これは前向きであるというお答えが必ず出てくるのであろうというように私は思っているわけでありました。

しかし、もう国内の探鉱開発というものは、将来見通したいへん暗いのだといったようなことの見解、なるほど探鉱開発といったものは国内だけではなくて、海外の探鉱も事業団はやっているわけでありまして、それらのものを含めまして

の探鉱開発促進というふうなことの名称であり、また、事業団もそういうことであつた。しかし、今回この名称の変更をやったということは、これは撤退作戦というものは実は考えているのだというふうな見解を持っている者もなきにしもあらずであります。したがって、この法律の名称の変更、それに伴う事業団の名称の変更ということについては、どのようにお考えになっておられるのであろうか。

私がこう申し上げますのは、最近政府が出してまいります法律の名称はたいへん長たらしいのであるのであります。たとえば、教職員の給与の○多引き上げの問題に対しまして、人材登用とかなんとか舌をかみ切るような長たらしい名称というのがある。円切り上げの問題に対しましての中小企業対策にも、国際経済上云々というように、なかなか私どもの悪い頭では覚えきれないような長たらしい名称を政府は好んでお使いになるのであります。

そのことを考えてみますと、この金属鉱物探鉱促進事業団というものは、促進事業というふうな名称をとってしまふのではなくて、鉱害防止というふうなものは重要な要素でありますから、そのことは当然入れていかなければならないにいたしまして、何かそこに考える余地があるのではないかと、何かそのようなことも私どもの頭にはあるわけでありまして、それらの点に対して、当事者でいらつしやいますので御見解をひとつ伺つてみたい、そのように思ひます。

たいへん長たらしい申しましたけれども、金属鉱物探鉱促進事業団法、これが金属鉱業事業団法というように法の名称並びに事業団の名称が変わる。このことが、一言言われておりますようないわゆる撤退作戦などというふうなものでは毛頭ないのだという確信をお持ちになつていらつしやるのかどうか、そこいらの点に対する見解を聞くわけでありまして。

○森参考人 お答えいたします。どうも事業団の名称の問題については政府の問

題でございますので、私からとかく言うことは避けたいのでございますが、せっかくの御質問でございますので、私の見解を述べさせていただきます。

今度、いわゆる金探事業団に鉱害防止の仕事をさせようということで、名称も金属鉱業事業団というふうに変えられたということは、私、非常にけつこうなことだと思つたわけでありまして。まだ日本はいわゆる鉱物資源のポテンシャルティと申しますか、その埋蔵の可能性はたくさんあるわけですから、大陸だなどとも考えてみればなおさらのことである。今後とも探鉱を大いに促進しなければならぬということは、私、非常にわけてあります。もちろん、現在の事業団は、国内のみならず、海外の探鉱も大いにやっておるわけでございます。今後、その必要性は何ら減少することはないと私は思つたわけでありまして。

ところが、先ほど私、申し上げましたように、金探事業団が三段階方式に基づきまして探鉱を進める場合に、やはり地方庁という御相談しながらやつていかなければならないということになります。休廃止鉱山の鉱害があるから、おれのところでもうそんな新しいことをやつてくれるなというふうな御意見が聞かれます。そういう意味では、何とておるわけでありまして。そういう意味で、そのあと始末のほうも一緒にやるんだ、要するに、もつと広い立場から金属鉱業についての仕事をやつていくんだという積極的な意味にわれわれは解しておりますので、先生がさつきおつしやいましたような、探鉱を何かうしろ向きなものだといふふうには考えておらないわけでありまして。

○原口参考人 私も、ただいま先生から、その撤退の前提ではなからうかといううわさがあるというお話は初めて聞いたのですが、びっくりいたしました。私の受け取り方では、最低悪くても国内鉱山の現在産出いたしております鉱石量、地金量については、最低確保するということが前提であるように理解いたしておりますし、せんだつても中曾根通産大臣は、直接そのことを言明されまし

たし、現在よりも後退するということはない、まだがせがあるというふうな考えをしております。

○森嶋参考人 私の立場からも同意見でありますけれども、撤退をするという意味であるならば、私たちは、先ほど申し上げたように賛成しないわけでありまして、その上に立つて鉱害防止をしていただく、こういう前提に立つた理解をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○中村(重)委員 当事者としましては意欲的なことは当然であり、また、私どもも、皆さん方の考え方には実は変わりはないわけでありまして。そうした点から、私は、経営者の方々に希望したいことは、この鉱害防止投資というものが、いわゆるうしろ向き投資であるといったような観念をいまだに持っている者がなきにしもあらず、こう思ひますが、鉱害投資というものは決してうしろ向き投資であつてはならない。これは前向き投資として最も重要性を持つてこの投資に対処していかなければならないという点を強調いたしておきたいと思つたのでございます。

先般、実は私も公害国会で、当商工委員会におきまして、水質汚濁防止法の審議をいたしたことがあるわけでありまして。その際、捨て石であるとかあるいは鉱物の集積をいたしている、製錬した、これは製錬したというのか、山では何といひますか、専門語はわかりませんが、ともかくそこで集積をする、その集積をしたものから、雨が降つたらいよいよと、地下に浸透して、それが水質汚濁という形になってきて、たいへん鉱害源になっていくのではないかと。したがって、そのよう地下に浸透させるといふことを防止しなければいけないのだというので、政府原案を修正しようとする作業を私は私もやりました。

当時の通産省の公害部長は、そのように修正をされて、地下に浸透させることを避けることになつてくるならば、日本の鉱物資源の開発はできない、鉱山はすべてつぶれてしまふのだというよ

うな、あえて私もこれを暴言と受け取ってきびしく反省を促した記憶が実はあるわけでありすが、この特定施設というところで、坑道であるとか捨て石であるとかあるいは鉱滓の集積、これは使用終了後のものというようないことが中心となつて、今回の鉱害防止法の改正案が実は出ているわけでありすが、使用中のそうした捨て石であるとか集積というもののから鉱害が発生しないためにはどのような鉱害防止の措置を講じているのであらうかという点、たいへん私も不安に思つてゐるわけでありすが、森参考人から、あるいはこれは労働者の方々も鉱害の問題にきわめて重大な関心を持っていらつしやることだと思ひますので、それらの点に對しては、ひとつ三名の参考人の方々、森参考人、原口参考人、森嶋参考人から、簡単に申すところでありすが、使用中のものから鉱害防止対策はどういう措置を講じているのか。これは万全の措置が講ぜられておるといふ確信をお持ちになつていらつしやるのかどうか。

私が先ほど申し上げましたように、いやしくも通産省の役人が、地下に浸透させる、そういうことをさせないようなことをするならば鉱山がつぶれるなどというところは、これはきわめて暴言であるといつたような受け取り方をお持ちになるかどうか、それらの点、いかがでございませうか。

○森参考人 お答えいたします。

鉱害投資がうしろ向き投資であるといふことの御意見がございました。確かに鉱害投資といふのは収益を生まない投資であるといふ意味からいふとうしろ向きだといふ解釈も成り立つかと思ひますけれども、しかし、われわれはその地域社会に立地をいたしまして営業活動を行つておるわけでありすが、この活動は地域社会と非常に密接な関係がございまして、地域社会の発展にも寄与する、地域社会の中で円満に仕事をこなすといふこととございまして、そういう意味で、この投資は絶対必要な投資、こういうふうに考へておるわけでありすが、

それから、現在の特定施設について、使用中のものはどうか、こういう御質問でございすが、私の記憶によりまして、確かに酸性の強い水を地下浸透させたらどうかという意見が昔あったことはあります。ところが、これはその場所ではなくなりまして、どこか他のほうへ出て迷惑をかけるということになりまして、これはたしか現在では一つも行なわれてないとは私は理解をいたしておるわけでありすが、

それから、特定施設の問題でございすが、現在提案されておりますこの法律では、その使用後の処置について規定をされておるわけでありすが、使用中のものについては当然企業者が責任をもつて処理するのが筋かと考へておるわけでありすが、

○原口参考人 現地においては必ず労使の話し合いの場が厳重に持たれておるもので、労働組合の立場で、これはあぶないといふような問題については、必ず事前の措置をさせておるもので、御指摘のようなことはないといふふうに私は考へております。

○森嶋参考人 鉱害問題につきましては労使が協力してやつておるといふことを先ほど申し上げましたけれども、例示として申し上げますならば、製錬においては、新しい技術開発によつて、密閉された溶練装置といふもの、煙を出さないといふことで自溶炉の建設とか、あるいは廃水につきまして、土地造成も含めて鉱害のないような措置をするとか、いろいろな問題を取り扱つておりますことを実情として申し上げておきたいと思ひます。

○中村(重)委員 原口参考人に伺つてみますが、三万有余であつた労働者の数がいま二万七千名程度になつてゐる。山も減つてゐるといふことは事実であります。また、ある山によりましては、閉山をいたしましたもその山から離職者は出ないでほかの山へ転換をしていくといふような事実もあることは承知いたしておりますが、現実には労働者が減つてゐるといふことは間違いない。先ほど石炭対策の問題——離職者対策といふことではな

かつたと同じましたけれども、離職者対策の問題も、石炭の離職者対策のように、この鉱山労働者の離職者対策といふものは立法措置といふものが必要でないのかどうか、それらの点に對する見解を率直にひとつ伺つてみたいと思ひます。

○原口参考人 現在までのところは、われわれ労働協約によりまして必ずどこかに職を見つづけるまでは会社に責任があるといふことで、おおむね処置をしてまいりました。現在山に残つております三万を切れた人たちは移りにくい——いままでは移りやすい人が移つていった傾向が多いわけですが、土地を離れたい組合員が多数を占めておりますので、今後閉山、縮小のような事態が起きる場合には完全に職を求められないといふような事態も考えられますので、御指摘のような石炭の離職者に準ずる準備対策が必要の段階に入つてきてゐる。できればそういう事態にならないことをわれわれは運動として続けたいと思ひますけれども、客観的にはそういう方向に近づきつつあるといふふうに言えます。

○中村(重)委員 森参考人にお伺ひいたしますが、この鉱害防止事業に對する事業団の融資条件でございすが、先ほど各参考人から、融資条件といふものを緩和する、あるいは全額国が負担をするといふたようなこと等々の必要性といふことについての御意見も伺つたのでありますけれども、防止事業の所要額の七〇%を大企業、中小企業は三〇%といふことになつておるわけでありすが、私どもは、あなたが先ほどお答えになりましたように、鉱害の防止の重要性といふことに対して新たな決意でもつて対処されるであらうといふ期待はいたします。いたします。資金事情といふものが若干ゆるんでおるとはいひまして、やはりこの中小企業等の鉱害防止所要額の八〇%といふのは相当重荷ではないのかといふ点を考へてみますと、もつとやはり何らかのこの長期低利の融資といふことの必要性を感じてゐるわけでありすが、それらの点に對する率直な見解をひとつ伺つてみたいと思ひます。

○森参考人 お答えをいたします。

今度の鉱害防止に對して事業団から融資を受けるその融資条件の問題でございすが、非常に政府も御努力をいたしまして、現在行なわれております一番最低の金利を設定していただいたといふことは、われわれむしろ感謝をしてゐるわけでありすが、金利は、それは安いほうがいいにきまつてゐる。望むらくは無利子といふことが一番いいわけでありすが、現在の機構の中でそれがなかなかできない。最大限の御努力をしていただいたといふふうに評価をしてゐるわけでありすが、けれども、特に中小鉱山については非常に低い金利にしていただいたといふことについて同様な感じを持つわけでありすが、

ただ、中小につきましては非常に負担能力が問題ではないか。結局これは幾ら低い有利な条件でもとにかく返済をしなければならぬ。金利をつけて返済をしなければならぬお金でございまして、その点について中小鉱山についてはその負担能力があるかどうかといふ点について、われわれ若干の危惧を持つておるといふことを申し上げたいと存するわけでありすが、

○中村(重)委員 原口参考人、森嶋参考人に伺ひますが、企業といひましては、特定施設の使用終了後であるといひまして、企業が存在しておる以上は鉱害に對するところの費用の支出、鉱害防止のための万全の措置といふものを講ずるといふことは当然である。だがしかし、国といひまして、この鉱害防止といふ点に對しては、より以上に重要性を持つてこれに對しては、かなければいけないのではないか。地方自治体に對するところの三分の二の補助事業といふたようなことがはたしてうまくいくのかどうかといふ点も私もたいへん憂へてゐるわけでありすが、また、五千有余の休廃止鉱山、その中で鉱害が発生をしないのだといふのは一千数百にすぎない。まだ調査にすら着手できないといふたようなこと等々を考へてみますと、もつと国が責任を持つて、地方自治体に對しては、弱小の地方

自治体というものは三分の二の負担にいたしました。でもその簡単にできるものではないといったような点等々を考へてみますと、いま政府が考へていられるような大企業は鉱害防止所要額の七〇％、中小企業八〇％といったようなことは、たとえそれが長期低利の融資であるにいたしても、政府の責任がはたしてこれで済むものであるのかどうか。使用者、経営者は責任を当然持つべしということとを要求されるでありましょう。この労働者の立場からいたしても、これらの点に対する御見解はいかがなものであろうか。その点をひとつ率直に伺つてみたいと思ひます。

○原口参考人 融資の問題だけで蓄積鉱害の問題が十分にカバーできるというふうには私は考へておりません。現在の融資の条件が大手と中小で違つておりますが、この違い方についても私は疑問を持ちます。というのは、鉱害が起きる場合は大手の企業の小さな山においても起こるのでありまして、大手と中小を分けるという理由については、必ずしも私の立場としては釈然といたしません。もっと悪く解釈するならば、大手企業が鉱山部門を離れまして、中小鉱山にし、そして無資力鉱山に転化していくというふうなことはないと考へます。したがって、企業は残るけれども鉱山はなくなるという危険性があるのではないかと、この点についてかなりの不安を持つておることを申し述べておきます。

○森嶋参考人 同意見であります。

○中村(重)委員 最後に吾妻先生にお伺ひいたしますが、先ほど松尾委員からお尋ねをしておりましたが、具体的な例としては、長崎県の佐須鉱山、これは一名対州鉱山とも言うわけですが、嘉永年間、それよりもつと前からの鉱滓の集積といふものが実はある。私も現地に行つていろいろと調査してみたところあるわけですが、ところが、その一定地域に限つて稲のカドミウム汚染といふものが非常に高い。その他の地区も、集積をしておるものの地点あるいは埋設されたところ

の地点からいたしますと、もつと広範囲にわたつて農作物からのカドミウムの検出といふものがある。これはいけなないのであろうというふうなものであるが、特定の地域からだけ出ている。これは先生先ほどお話がございましたように、蓄積鉱害と自然鉱害といふものの両方が一体化した形です。複合鉱害というふうな形で出てきているのかどうか、具体的な例をもつて私は申し上げましたので、お答えを全般的な立場から伺へばけっこうでございますが、自然鉱害、蓄積鉱害といふものは、複合鉱害というふうな形で特定の地点から発生する、広範囲の地点からは発生しないというところもあり得るというふうにお考えになつておられるのかどうか。

それから、中に埋められてしまつていふ分と、外へ露出してゐる相当なスペースと申しましようか、相当な量であるわけですが、そのいずれから、雨なんかの場合にずつと地下に浸透していくというふうなことになるのかどうか、そこあたりはひとつ御研究になつていらつしやるわけでございます。それから、お話を伺つてみたいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○吾妻参考人 残念ながら、私、佐須鉱山も対州鉱山も行っておりませんので、現地の詳しい事情は存じません。

また、いま御指摘の問題は農学の問題でございます。稲のそいつた有毒物質の吸収といふことに関しましては、農学の知識は私はございせん。しかし、言えますことは、そいつた汚染がたんぼの中に存在するといふよりも、むしろほかから、水なり土砂なり何なりによつて運び込まれて、そのたんぼが汚染される、そいつたケースが大多数じゃないかと思はれるわけでございます。

その汚染された稲が局部に発生して一般に広く広がらないといふのはどうかという問題でございますが、これも私たんぼのことはよく存じませんが、銅の場合なんか考へてみますと、たんぼに水を流し込むいゆる水口と申します部分が一番

汚染がひどいのでございまして、その水口から遠ざかるに従つて汚染度も少なくなつて、農作物に含まれる有害物質の量も減少しておる、そいつた現象は私も認めております。

それで、対州とか佐須鉱山はたしてたんぼそのものに汚染源があるのか、水または土砂によつてそのたんぼの中に運び込まれたのか、そいつたことはよく存じませんが、かりに水あるいは土砂によつて有害物質がたんぼの中に運び込まれる、そいつた場合でございしたならば、水系と申しますか、水路と申しますか、そいつたことによつて汚染の程度というものがきまつてくるんじゃないか、そいつたふうにお考へております。

○中村(重)委員 最後に原口参考人にお伺ひいたしますが、私もいま両法案の審議をやつていられるわけですが、特に両法案に対して問題点として指摘されるような点がありましたら、この際ひとつ率直に御指摘をいただきたい、こう思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○原口参考人 冒頭申し上げたのであります。が、国の過去における責任がはつきりしてない状態で二法案がつくられたように私は感ぜられますので、その点の明確化が今後の国内の金属鉱山を維持、発展させていくという方針をとる以上、まず基本的に大切だと思ひます。

また、具体的には、鉱害の補償についての具体的金額を国家あるいは部分的に地方自治体があわせて、石炭の前例もございまして、具体的な数字を関係者ではじいていただければいいのではないかと。

さらに、先ほど御指摘の区別して融資をするといふようなことについても、その区別をすることによつて起こるであろう今後の危険性について歯どめを何らかの形ではつきりさせていただきたいといふような問題点もございまして、以上です。

○浦野委員長 玉置一徳君。

○玉置委員 一言だけこの際お伺ひをしておきたいと思ひますが、円の切り上げ、フロート制に

移りましたことにつきまして、国内の金属鉱業は非常に打撃を受けておるということはよく承知でございますが、そこであらゆる施策を講じて國のほうも対処しようと思つておりますし、国会もその熱意に燃えておるわけですが、しよせんは鉱山経営者が不退転の決意を持つて、そのことをやる決意がなければだめでありまして、そこに従事する労働者諸君も、またその気持ちになつていただかなければならないと思ひます。

御案内のとおり、商品投機等いろいろな問題が相次いで起こりまして、国内鉱山という位置づけの重要さをそいつた関連から見直されておる今日であります。しかるに、われわれしろうとから見ますと、小さく山を分散していくような傾向があるやに見受けられるのですが、一見すれば、何かうしろ向きのような感じがする、非常に心細いような感じがするわけですが、こいつた問題について一体どういふふうにお思ひになりますか。

それから、いまも中村君から質問がございしたとおり、金属鉱山に従事される方々の将来の保障のために、そいつた場合に、鉱山経営者といふものはどういふ措置をしようと思つてゐるのか、あるいは石炭並みの協会なり國の施策を必要とするのか。

それから第三点として、石炭に対する相当な厚い國の助成等々を考へたときに、関連してどこまでを國の施策に期待されるのか、御要請があればこの機会に関連の参考人から聞いておきたい、こう思ひます。

それからもう一つは、吾妻先生がせつかくお見えたのでありますので、日本の非鉄金属の将来といふものは、やれば、必ず現在のトン数くらいは、探鉱のしかた、その他のやり方あるいは助成のしかたによつて、日本の必要資源の確保はでき得るのか、その可能性はあり得るのか、こいつた点につきまして、それぞれの参考人からこの際承つておきたい、こう思ひます。

○森参考人 お答えをいたします。円の切り上げによりまして業界が非常に苦しい

状況になったという事は、先ほど来御説明申し上げたとおりでございます。しかし、われわれは企業の社会的責任を十分痛感いたしておりますので、何とかこの苦境を切り抜きたい、こういう決意を持っているものであります。したがって、政府、国会の皆さん、ひとつ絶大な御支援をいただきたい、こういうことをお願い申し上げます。

次に、分離の問題でございますが、現在いろいろ事情ですから、個々の山については相当赤字を出しておるといことは考えられる。現在、国内鉱山の位置づけの問題、政府の基本的な考え方等々についても、まだ確定をしておらないという場面もあろうかと存するわけでございます。その場合、過渡的にこういう分離ということも行なわれることも、ある程度はやむを得ないんじゃないかというふうに考えておる。経営者といいたしましては、分離は、やはりこの山を存続したい、こういう基本的な考え方からやっておるのでございまして、むしろ向きという批判は、あるいはあろうかと存じますけれども、とにかく山を存続したいという気持ちからやっておる措置であることを御理解いただきたい、こう思うわけであります。

それから、石炭並みの施策についてはどうか、こういうお話がございましたが、非常に概括的なお話で、私も先生の御質問の真意をちょっと御理解できない点もございしますが、石炭と非鉄金属との根本的に違いますが、石炭は需要がなくなつたために撤退をいたしました、こういうふうにわれわれ理解をしております。非鉄金属は、まだまだ旺盛な需要がございします。その点につきまして、石炭に対する施策と非鉄金属に対する施策とは、おのずから違いが出てくるのであろう、こういうふうに理解をいたしておるわけであります。

いずれにいたしましても、われわれ経営者は、非鉄金属というものは、国民経済の必要とするものである、それを円滑に供給をする社会的義務があるということで、この将来についても明るい希望

を持っておることをつけ加えさせていただきます。私の御答弁にかえさせていただきます。

○浦野委員長 どうかありがとうございます、これに対する御意見。

○森嶋参考人 いまの分離の問題について先生から御質問がありました。私たちが労働組合としても、こういう形での分離は反対でありまして、そういう意味の企業の労使間における交渉が継続されておりますが、しかし何と申しまして、やはり経済性の成り立つか成り立たないかという問題が解消されない限り、こういう問題はあつたと断れないのじゃないか、こういうふうに考えておるわけであります。

それから、鉱山労働者は、簡単に職種がかわつて他に移動できないという特殊性を持っておりますので、そういう意味では非常に執着性もあります。その意味では、まあ精神的にも山を守るといふ、生活を守るといふ考え方で皆ががんばっております。

以上を申し上げておきたいと思ひます。

○浦野委員長 先生、お答えがありがとうございます。

○吾妻参考人 日本の非鉄金属鉱山の将来というむずかしい御質問で、私はたして答えられるかどうか疑問に思つてございしますが、まあしかし、御承知のように非鉄金属鉱山は、一般産業、工業と同じでございます。資源——原料と申しますか、それと労力、資本、そういうものが必要でございますが、そのほかに鉱害という大きな問題をかかえております。

幸いにしまして、わが国における、たとえば銅精錬業という一つの産業をとってみても、鉱害対策は非常に進歩しております。現在におきましては、世界各国から日本の工場を見学に来る、場合によっては、日本の設備を技術導入しう、そういうった気配が見えるのでございます。

この鉱害問題、鉱害規制に關しましては、日本のみならず外国も同様でございます。非常にきびしくなりつてございします。それで、鉱害規制があまりきびしいあまりに企業を放棄する、そう

いった事態が外国において起こるという可能性があるのじゃないかと私は想像するのでございます。が、そういう場合に、全世界に対して非鉄金属を供給するのは、どこかが受け持たなくちゃいけない。そういう場合に、幸いにして、銅に關しては、日本は非常に鉱害対策が進んでおりますので、日本が世界の希望をになつて銅の精錬をしなくちゃならない、そういう時代になるかもしれない。まあこれは想像でございますので、何とも申し上げられませんが、そういうことを考えますと、日本の非鉄金属の将来といったもの、部門によりましては、将来大いに発展するのじゃないか、そういうた気もするわけでございます。

○浦野委員長 以上で、参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、長時間にわたり貴重な御意見を述べいただきまして、まことにありがとうございます。次回、来たる二十七日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十五分散会

商工委員会議録第六号中正誤

一五 二 ニ リース業いう リースという 正

同 第七号中正誤

一六 一 末 りさいまして ございまして 正

一七 一 早急に 早急に 正

一八 一 残手 残手 正

一九 一 稲村左近四郎君 稲村左近四郎君 正

同 第八号中正誤

二〇 一 金融鉱物 金融鉱物 正

二一 一 特別措置法 特別措置法案 正

二二 一 特別措置法 特別措置法案 正